

定置型蓄電システム用のバッテリーパス・チェックリスト

2027年2月18日以降、2kWhを超える定置型蓄電池に関する義務、安全性証明、必須データ、および期限 — 確認事項一覧。

このチェックリストでカバーされている内容

**このチェックリストの性質について。 **このリストは政令の条文に基づいています。記載されている項目は現行法に基づくものであり、予測ではありません。

このチェックリストは、[バッテリー向けのデジタル製品パスポートに関する](#) 当社の[参考資料](#)の一部であり、業界全体を対象としたスケジュール、役割、必須データ、および公的文書を網羅しています。このページでは、その範囲を定置型蓄電システムに限定しています。

このチェックリストは、EU域内で定置型バッテリー貯蔵システム（家庭用、業務用、および系統連系型）を市場に投入する際、EUバッテリー規則（EU）2023/1542が皆様に求める要件をまとめたものです。法的にはこれらは産業用バッテリーに分類され、2kWh以上のものにはバッテリーパスが必要となります。さらに、固定型蓄電システムにのみ適用される2つの義務があります。それは、第12条に基づく安全性証明と、第14条に基づくバッテリー管理システム内の状態データです。以下に、義務事項、必須データ、期限をタイムライン形式でまとめ、公式文書については末尾の「出典」からリンクを掲載しております。また、リスト全体はPDFファイルとしてダウンロード可能です。

括弧内の番号は欧州委員会のガイダンスにおけるデータ項目、数字は規則の条項番号です。データ項目は「産業用電池」の欄に続きます。

パスポートの提示義務は、御社のシステムに適用されますか？

該当する項目にチェックを入れてください。最初の3つの記述を総合すると、[規則（EU）2023/1542](#)のパスポート提示義務の対象となります。4番目の記述に該当する場合は、別のチェックリストに進みます。括弧内の条項は、同規則への参照を示しています。

- ☐ 本システムは、内蔵蓄電装置を備えた産業用バッテリーであり、使用場所や使用者にかかわらず、電力網からの電力を蓄電して電力網に供給したり、エンドユーザーのために電力を蓄電して供給したりするように特別に設計されています（第3条）。

- ☐ 本システムに搭載されたバッテリーの容量は2kWhを超えます。これより容量が小さいものについては、パスは発行されませんが、安全証明書、表示、およびQRコードが求められます。
- ☐ 2027年2月18日以降、EU域内で当該システムを市場に投入するか、または運用を開始する場合（製造業者、輸入業者、あるいは再処理・転用を行う事業者として）。
- ☐ バッテリーが外部蓄電装置のみを備えている場合（例えば、フロー電池など）：この場合、当該バッテリーは産業用バッテリーに該当しますが、固定型バッテリーエネルギー貯蔵システムには該当しません（第3条）。産業用バッテリー向けのチェックリストが適用され、CO₂排出に関する期限は後日に設定され、リサイクル義務は課されません（第7条、第8条）。

お客様の義務

[規則（EU）2023/1542]（<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1542/oj>）が、固定式貯蔵システムを市場に流通させる者に求めている事項のうち、まず貯蔵システムにのみ適用される2つの義務についてご説明します。記載されている項目にチェックを入れてください。各項目には該当する条項が明記されており、下部に記載された期限により、その適用開始日が示されています。

- ☐ 通常運転時の安全性を立証すること：附属書Vに定める安全パラメータの検証、その他の危険性の評価、それらの管理が適切に行われていることの立証、および技術文書における緊急時の指示（第12条）。
- ☐ システムが再加工または用途変更される場合は、技術文書を確認すること（第12条第2項）。
- ☐ バッテリー管理システムにおいて、健康状態および予想寿命に関する状態データを常に利用可能な状態に保つこと（第14条）。
- ☐ 市場投入前にバッテリーパスを作成し、その記載内容を正確かつ完全で、かつ最新の状態に保つこと（第77条第1項および第4項）。
- ☐ ISO/IEC 15459シリーズ規格に準拠した一意の識別子を付与し、QRコードを通じてパスに紐づけること（第77条第3項）。
- ☐ QRコードを、視認可能かつ読み取り可能で、かつ耐久性のある状態で印刷または刻印すること。それが不可能な場合は、包装および添付書類に記載すること（第13条第6項および第7項）。
- ☐ アクセスレベルを区分すること：一般公開、正当な利益、行政機関および認定機関、単体電池データ（第77条第2項、第78条）。
- ☐ パスポートのデータは、オープNSTANDARdに基づき、機械可読かつ特定のベンダーに依存しない形式で提供すること（第77条第5項）。
- ☐ バッテリーがリサイクルされるまで、パスポートを利用可能な状態に維持すること（第77条第8項）。
- ☐ バッテリーが市場に流通する前に、パスポート自体をEU-DPP登録簿に登録すること：これは、市場に流通させる事業者本人が行う必要があり、サービス提供者は行えません（第77条第10項）。同登録簿は2026年7月20日より運用が開始されています。

- ☐ 一般的な情報、回収マーク、および必要に応じてCdまたはPbのマークを記載したラベルを貼付すること（第13条第1項、第4項および第5項）。
- ☐ モデルごとに、適用される性能値および耐久性値を特定すること：サイクル寿命、ラウンドトリップ効率、およびCレートは、その寿命がサイクル数で表せるバッテリーにのみ適用されます（附属書XIII第1項）。
- ☐ 適合性評価を実施し、EU適合宣言書を発行し、CEマークを表示してください（第17条から第20条）。
- ☐ モデルおよび工場ごとにCO2宣言書を作成します：方法に関する委任法の発効から18ヶ月後、名目上は2026年2月18日から義務化されます。性能クラスおよび最大値については、これに続く形で規定されます（第7条）。
- ☐ モデル、年、工場ごとのコバルト、リチウム、ニッケル、鉛のリサイクル材含有率を文書化すること。2028年8月18日、または測定方法に関する委任法の発効から24か月後から適用されます（第8条）。
- ☐ サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンス体制を構築し、検証を受け、報告を行うこと。2027年8月18日から適用されます。純売上高が4,000万ユーロ以上の場合に適用されます（第47条から第52条）。
- ☐ 使用説明書および安全上の注意を用意すること。オムニバスIVが採択されるまでは、パスポートに表示する必要はありません（附属書XIII第1項t号）。

2027年2月18日時点の必須データ

産業用バッテリーについては、[欧州委員会のガイドライン](https://single-market-economy.ec.europa.eu/document/download/cd1e5e6c-4a4a-4b99-995a-49eb6916187e_en)では、71のデータ項目のうち36項目を必須としています。蓄電システムについては、その寿命をサイクル数で表すことができるため、通常、サイクル数を記録しています。データ項目自体は、規則（EU）2023/1542の附属書XIIIに記載されています。各項目には、ガイドラインにおける番号と、規則内の参照箇所が記載されています。

一般に公開されているもの（附属書XIII 第1号）

- ☐ 一意の識別子
データ項目1、第77条第3項
- ☐ パスポートの登録者または責任者
データ項目2、第77条第3項
- ☐ 製造者：名称、登録商号、または商標
データ項目3、附属書VIパートA第1号
- ☐ 製造業者の住所（中央連絡窓口を含む）
データ項目4、附属書VIパートA第1号
- ☐ 電池のカテゴリ

データ項目 6、附属書 VI パート A 第 2 号

- ☐ モデルおよびロット番号またはシリアル番号

データ項目 7、附属書 VI パート A 第 2 項

- ☐ 製造場所および製造年月日（月・年）

データ項目 8 および 9、附属書 VI パート A 第 3 号および第 4 号

- ☐ 重量、容量、および化学組成

データ項目 10～12、附属書 VI パート A 第 5～7 号

- ☐ 水銀、カドミウム、鉛を除く有害物質

データ項目 13、附属書 VI パート A 第 8 項

- ☐ 適切な消火剤

データ項目 14、附属書 VI パート A 第 9 項

- ☐ 0.1 重量%を超える重要原材料

データ項目 15、附属書 VI パート A 第 10 項

- ☐ コバルト、リチウム、ニッケル、鉛のリサイクル材含有率

データ項目 20～23、附属書 XIII 第 1 項 e 号

- ☐ 再生可能材料の割合

データ項目 24、附属書 XIII 第 1 項 f 号

- ☐ 最小電圧、定格電圧、最大電圧（それぞれ温度範囲を明記）

データ項目 26～28、附属書 XIII 第 1 項 h 号

- ☐ ワット単位での当初の性能および出力制限

データ項目 29 および 30、附属書 XIII 第 1 項 i 号

- ☐ バッテリーが休止状態で耐えられる温度範囲

データ項目 34、附属書 XIII 第 1 項 (l)

- ☐ セルおよびパックの内部抵抗

データ項目 38、附属書 XIII 第 1 項 o 号

- ☐ 第 13 条第 4 項に基づく回収マーク

データ項目 40、附属書 XIII 第 1 項 q 号

- ☐ EU 適合宣言

データ項目 42、附属書 XIII 第 1 項 r 号

- ☐ 使用済み電池の発生防止および管理に関する情報

データ項目 43、附属書 XIII 第 1 項 s 号

正当な利益を有する方（附属書 XIII 第 2 号）

- ☐ 陰極、陽極、電解質材料を含む詳細な組成

データ項目 45、附属書 XIII 第 2 項 a 号

- ☐ 構成部品の部品番号

データ項目 46、附属書 XIII 第 2 項 b 号

- ☐ 交換用部品の入手先

データ項目47、附属書XIII第2項b号

- ☐ 分解に関する情報：分解図、手順、固定方法、工具、警告事項、セル数および配置
データ項目48、附属書XIII第2項c号

- ☐ 安全対策
データ項目49、附属書XIII第2項d号

行政機関および指定機関（附属書XIII第3項）

- ☐ 適合性に関する試験報告書の結果（附属書Vに基づく安全性試験を含む）
データ項目50、附属書XIII第3項

単体電池のデータ（権限を有する者のみ閲覧可）（附属書XIII第4項）

- ☐ バッテリーの状態：新品、転用、再利用、再生、または廃棄物
データ項目67、附属書XIII第4項c号

該当する場合のみですが、ストレージシステムではたいていの場合「はい」となります

- ☐ サイクル数で表した予想寿命およびそれに関する基準試験
データ項目31および32、附属書XIII第1項j号
- ☐ 初期およびサイクル寿命の50%時点における往復効率
データポイント36および37、附属書XIII第1項n号
- ☐ サイクル寿命試験におけるCレート
データポイント39、附属書XIII第1項p号
- ☐ 単体電池の値：公称容量、容量低下、出力および出力低下、内部抵抗およびその増加、往復効率およびその低下
データ項目51～58、附属書XIII第4項a号
- ☐ サイクル数および暦年単位での予想寿命
データ項目59および60、附属書XIII第4項a号
- ☐ 残容量、出力性能、ラウンドトリップ効率、自己放電、およびオーム抵抗
データ項目62～66、附属書XIII第4項b号
- ☐ 充放電サイクル、異常事象、動作条件、および充電状態
データ項目68～71、附属書XIII第4項d号
- ☐ 製造業者のウェブサイトおよび電子メールアドレス、保証期間、CdまたはPbの記号
データ項目5、35および41、附属書VIパートA第1項、ならびに附属書XIII第1項m号およびq号

開始時には表示しない

- ☐ 材料組成をまとめフィールドとして
データ項目16

- ☐ CO₂に関する説明およびCO₂ラベル（実施規則により様式が定められるまでの間）
データ項目17および18、附属書XIII第1項c号
- ☐ 責任ある調達に関する情報
データ項目19、附属書XIII第1項d号
- ☐ Ah単位の公称容量（固定フィールド）
データ項目25、附属書XIII第1項g号
- ☐ 容量の限界値（消耗時）、EV用バッテリーのみを対象としています
データ項目33、附属書XIII第1項k号
- ☐ 取扱説明書（オムニバスIVが採択されるまで）
データ項目44、附属書XIII第1項t号
- ☐ 認証済みエネルギー状態（SOCE）、EV用バッテリーにのみ適用されます
データ項目61、附属書XIII第4項b号

期限

固定式貯蔵システムに適用される期限は、同規則の適用条項に定められています。それ以降の期限は、欧州委員会がまだ採択していない委任法規に基づくものであり、その旨が明記されています。

2024年2月18日

● 本規則は、以下のとおり適用されます

この日から、「電池規則」（第96条）の規定の大部分が適用されます。その他の規定はすべてこれに基づいており、この日以降に市場に投入されたシステムは、同規則の適合要件に従う必要があります。

2024年8月18日

● 安全性の証明および状態データ

この日から、技術文書においては、附属書Vに規定された試験およびその他の危険性の評価を通じて、システムの安全性を立証しなければなりません（第12条）。また、バッテリー管理システムにおいては、バッテリーの状態および予想寿命に関する情報を提供できるようにしなければなりません（第14条）。これらはいずれも、すでに義務化されています。

2025年8月18日

● コレクションアイコン

すべての電池には、×印の付いたゴミ箱のマークが記載されており、基準値を超えている場合はその下にCdまたはPbの記号が記載されています（第13条第4項および第5項）。すでに適用されていますので、現在のラベルをご確認ください。

2026年8月18日

● 一般事項が記載されたラベル

すべての電池には、附属書VIIに定める一般的な情報（製造元や型式から容量、化学組成に至るまで）が記載されたラベルが貼付されています（第13条第1項）。なお、フォーマットに関する実施規則が後になって制定された場合は、この規定の適用時期が変更されることになります。

2027年2月18日

● バッテリーパスとQRコード

この日から、市場に投入される2kWhを超えるすべての蓄電システムには、パス（第77条）および当該システムへのリンクとなるQRコード（第13条第6項）が必要となります。移行期間はありません。前日に市場に投入されたシステムには必要ありませんが、この日に市場に投入されたシステムには必要となります。

2027年8月18日

● サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンス義務

純売上高が4,000万ユーロを超える企業は、サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンス戦略を策定し、その検証を受け、報告を行わなければなりません（第47条以下）。（EU）規則2025/1561により、2025年まで延期されました。

2028年8月18日

● 再生材の含有率を記録する

モデル、年、工場ごとに、回収されたコバルト、リチウム、ニッケル、鉛の含有量を記録すること（第8条第1項）、あるいは、回収方法に関する委任法令がそれより後に公布された場合は、その公布から24ヶ月後となります。これらの数値は、貴社の電池サプライヤーが把握しております。

2031年8月18日

● 最初の再生材使用率

活物質には、少なくとも16%の再生コバルト、85%の鉛、6%のリチウム、および6%のニッケルが含まれていなければなりません（第8条第2項）。これは、2029年に締結される契約における調達上の課題となります。

2036年8月18日

● リサイクル率の向上

含有率は、コバルト26%、鉛85%、リチウム12%、ニッケル15%となります（第8条第3項）。

法令に基づき

● 3段階のCO2フットプリント

CO2報告書の提出期限は、算定方法に関する委任法令の公布から18か月後（名目上は2026年2月18日）であり、性能クラスは名目上2027年8月18日から、上限値は名目上2029年2月18日から適用されることになっています。これらの法令はまだ制定されていないため、いずれの期限もまだ進行していません（第7条）。

出典

このチェックリストの出典となった文書と、それぞれの用途についてです。

文書	概要
規則（EU）2023/1542	規則の本文：第12条および附属書V（安全性）、第14条（状態データ）、第77条および第78条ならびに附属書XIII（パス）、第13条（QRコード）。
欧州委員会ガイドライン「Digital Batteries Passport - data points by category」	各データポイントの分類。蓄電システムについては、産業用電池の列をご参照ください。
規則（EU）2025/1561	デュー・ディリジェンス義務の適用開始日が2027年8月18日に延期されました。

準備の仕方

本来提出すべきセキュリティ証明から、最初のパスポートが発行されるまで、成果が得られる順に6つのステップをご紹介します。

1. ****安全性の証明の確認**：**技術文書には、附属書Vに基づく試験、その他の危険性の評価、および緊急時の対応手順が記載されていますか？この義務は2024年からすでに適用されています。
2. ****状態データの連携**：**バッテリー管理システムから健康状態や予想寿命がパスポートにどのように、またどのくらいの頻度で反映されるかを確認してください。
3. ****データ監査**：**上記の必須データを確認し、各項目について、現在どのシステムに保存されているかを記録してください。
4. ****サプライヤーとの契約上の取り決め**：**リサイクル材の割合、セル化学組成、試験結果はセルメーカーが保有しています。定義されたデータ項目と期限を購買契約に盛り込んでください。
5. **少数のモデルを用いたパイロット実施**：**無料で登録し**、バッテリーテンプレートを選択して、実際のシステムをいくつかパスとして作成してください。状態データの更新が行われるたびに、新しい署名付きバージョンが生成されます。
6. ****登録とCO2の準備**：**登録IDおよびCO2申告用のフィールドを用意しておいてください。ただし、法令が施行される前に計算機能を構築しないでください。

08.09.2026 時点。このチェックリストの最新版：<https://transpareo.com/ja/ye-jie/dian-chi/tietukurisuto-wen-fang-ju-falsebao-guan>